

平成30年度第4回宗像市介護保険運営協議会 議事録

期 日:平成31年2月14日(木)  
時 間:午後6時30分～午後7時44分  
会 場:宗像市役所 第2委員会室  
(本館3階)

<出席者>

【委員】

伊規須委員、岡山委員【副会長】、小川委員、荻田委員、鴨川委員、渋谷委員、中村委員、林田委員、飛鷹委員、本郷委員、三宅委員【会長】、矢島委員  
(欠席)  
坂元委員、小林委員、友添委員

【事務局】

篠原健康福祉部長、中村保険医療担当部長、吉武介護保険課長、織戸地域包括支援センター所長、衣笠高齢者支援課長、恵谷健康課長 西川健康課参事兼健康推進係長  
長濱介護保険係長、安川介護保険係長、原介護保険係長、栗田介護認定係長、高宮介護予防係長、伊豆高齢者サービス係企画主査、山口地域包括支援係長、豊福地域包括支援係企画主査、松井保健福祉政策係長、有吉健康推進係長、淵上介護保険係主事

<会議次第>

1 開 会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 審議事項

- ① 平成31年度宗像市「地域包括支援センター」運営方針について 【資料1】

(2) 報告事項

- ① 地域密着型サービス事業所の指定更新について 【資料2】  
② 生活支援体制整備事業活動報告及び業務委託について 【資料3】  
③ 介護用品支給サービス事業の利用者負担導入について 【資料4-①】  
【資料4-②】  
④ 地域密着型サービス事業所整備について 【資料5】

4 その他

5 閉会

1 開会

【事務局】

皆さんこんばんは。平成30年度第4回目になります。宗像市介護保険運営協議会を開催させていただきます。まずは、委員の出欠の状況でございます。本日、坂元委員、小林委員、友添委員の3人の委員から欠席の御連絡が入っております。

それから資料の確認でございます。事前に資料1から資料5までを送らせていただいております。資料4は、①と②と2種類ございます。それから本日、地域包括支援センターというパンフレットを机の上に置かせていただいております。資料のほうはよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日、議事録署名人の確認でございます。前回の確認をするのを忘れておりましたの

で、大変申し訳ございませんが、前回第3回の議事録署名委員は、伊規須委員となっております。よろしくお願ひします。それから今回、第4回目の議事録署名委員は名簿に従ひまして、小川委員となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2 会長挨拶

【事務局】

それでは会長お願ひいたします。

【会長】

はい。皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、多数お集まりいただきましてありがとうございます。今日も、活発な御意見とそれから慎重な審議をぜひよろしくお願ひいたします。

今日は、審議事項が1件とそれから報告事項が4件あがっております。

では早速始めたいと思います。

## 3 議題

### (1) 審議事項

#### ① 平成31年度宗像市「地域包括支援センター」運営方針について

【会長】

まず、審議事項①平成31年度宗像市地域包括支援センター運営方針について、事務局のほうから説明をお願いします。

<事務局説明>

【会長】

はい、ありがとうございます。今年度で日常生活圏域におけるセンターがやっと出揃ったということを契機に運営方針を立てられたということだったと思いますが、これについてどなたか御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

はい、どうぞ。小川委員。

【委員】

3点お伺いしたいと思つてます。1点目がですね、2ページの5のケアマネジメント支援の実施方針のイなんですけども。そこで、事例検討会・研修会の実施というのがありますが、具体的にどのようなものを検討されてるか伺いたいということが1点目、同じくエの中に介護支援専門員のネットワークを活用するものとするところとありますけども、具体的な運用がちょっとイメージができませんので、それがイメージできるような説明がありましたらお願ひができればと思います。3点目なんですけども、4ページの1の(1)イからクまで、業務があるんですが、それが2の基幹型センターでも同じく業務を行うということになっておりますが、日常生活圏地域包括支援センターで行うイからクと基幹型が行うイからクの違いみたいなものがあれば教えていただければと思います。以上です。

【会長】

お願ひします。

【事務局】

ただいまの御質問について回答させていただきます。まず、2ページにありますケアマネジメント支援実施方針についてです。2に示しております事例検討会・研修会につきましては、具体的にというところですけども、現在、事例検討会、ケアマネジャーさんたちから処遇困難ケースなど、御相談を包括支援センターにいただくことが多々ございます。その中で、必要に応じて事例検討をして解決に結びつける必要があるものについて事例検討を行うということと、あと研修会につきましては、市の包括支援センターのほうで、ケアマネさん若しくは介護支援事業所を対象とした研修会などを実施をして、ケアマネジメントがきちんとできるような自立支援の考え方が、ちゃんと浸透するような部分の研修会などを実施をしていこうというふうを考えているところです。

また、エに示しております。むなかたケアマネネットワークの活用につきましては、定例的な

活動している自主組織であります。ケアマネジャーさんたちの自主組織として動いているネットワークの中で研修会を実施しておられますけれども、そことの連携を図りながら、研修内容など被らないように、調整をしていくというところ、それとその中での意見も役員などに入って意見をしていくというふうに考えているところです。

続きまして4ページ目の包括的支援事業のイからク、日常生活圏域地域包括支援センターと基幹型での実施の違いというところになるかという質問だったかと思います。その内容につきましては、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターでは自分たちの担当エリアについての総合相談、イからクまでを実施していくこととなりますが、基幹型のほう、市の包括支援センターのほうで行う部分が、各日常生活圏域を担当する地域包括支援センターからの相談についての対応、いわゆる後方支援という形でイからクを実施していく。

あと、カの部分につきましては、主体的に契約等を医師会との連携とか業務の打ち合わせについては、基幹型包括が中心になりますし、生活支援体制整備事業の旗振りのほうも、認知症施策事業の部分の旗振り部分も基幹型のほうが担当するというすみ分けをしております。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに。今の件についてでも構いませんし、ほかの件ございましたら。はいどうぞ

【委員】

中村ですけども。私はまだ委員なりまして、あまり勉強してないので、よくわからないところがあるんですけども、基幹型包括とそれから地域包括の組織の違いっていいですか。地域包括はどういったどういうのといいますか。市の機関として地域包括ってのは、開かれてるわけですか。

【会長】

はい。よろしく願います。事務局のほうから。

【事務局】

すみ分けの話、地域包括支援と同じ名称ではあるんですけども、日常生活圏域、宗像市では中学校圏域を6ブロックに分けて、各それぞれの中学校区に1つずつ開設しております。

それが今年度3月をもって全ての箇所に設置ができるということです。

今後、市の中で、地域包括支援センターという機能を残すと言いながら、どういうことをするかっていうことは、今言いました後方支援であるとか、そういったバックアップ、サポートしていくという大きな違いがあります。

ですから、一般の住民の方をまずお住まいの地域包括支援センターで相談をしていただいて、それに基づいて市の支援が必要な場合とかにつきましては、協働し、対応するというところですみ分けをしております。

【委員】

市役所の機関ですね、

【事務局】

6圏域の分については委託、市と委託契約ということになっております。

【委員】

業者の方といいますけれども？

【事務局】

社会福祉法人の方とか医療法人の方とかですね。

【委員】

市から職員さんは派遣されるわけですか。

【事務局】

いません。

【委員】

そうですか。

【事務局】

各それぞれには冒頭説明しました、いわゆる3職種いわれる方がいらっしやって、各種・相談のニーズに対応できる体制を整えています。

【委員】

基幹包括のほうで、指導とか監督とかとかそういうことをですね。

【事務局】

そうですね後方支援的な役割を果たしたいというふうに考えております。

【委員】

はい、わかりました。

【会長】

ほかに何かございませんでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

委託は今いっぱいあると思うんですけど、今回直営型っていうことですね。市が直接やるっていう。

【事務局】

6圏域全てにおいて市との委託業務で運営をされています。

【委員】

そしたら、例えば虐待防止法の立入検査等は各センターがやる。高齢者虐待防止法における立入検査と行政指導

【会長】

はいどうぞ。

【事務局】

立入検査等で認められておりますのが、地域包括支援センターの職員っていうふうに記載されてますけど市の職員じゃないと立入検査できないとなっておりますので、高齢者虐待防止、いわゆるそれらの市町村の責任として行うものについては、今のところ担当部署ですね高齢者に関しては、地域包括支援センター、障害者に関しては福祉課のほうが実施するようになっております。以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に運営方針についてのご不明な点等ございませんでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

たびたび申し訳ないですけども、今おっしゃったように障害者の方は介護保険の対象被保険者にはなっておられないわけなんですけども、総合支援法はですね、そういう法律でされてるんでしょうけども、この地域包括では障害者の方は対象としないということなんです。支援の対象として。

ちょっと私の質問が頓珍漢かもしれないんですけども。障害者の身体障害とか知的障害とか精神障害の方々はですね、支援、就労支援とか擁護支援があるわけで。

何で聞かかといいますと、私自身が、障害者の方の生活支援をやってるんですよ、知的障害とか精神障害の方のですね。そういう方が例えば65歳になられたら、介護保険の対象になると思うんですけども、どうなるんだろうか、そこら辺は全然わかりません。だから、私が質問してる意味は、障害者の支援っていうのが、包括支援センターみたいところで、できないだろうかという、そういう疑問をちょっと思ってまして、それで、こういう質問するわけなんですけども、その間の事情がよく私もわかりませんので。

【会長】

障害者関係はどうかという御質問ですけどどうでしょうか事務局。

【事務局】

地域包括支援センターのほうでは40歳以上の介護保険の被保険者で介護認定受けてる方については、介護保険制度の範疇では支援いたしますが、本市においての障害者支援に関してはですね、今社会福祉協議会のほうに、宗像市障害者生活支援センターっていうのを委託して実施しております、その窓口も宗像市役所の北館1階に設置をしております、行政と連携しながらですね、対応しているところでございます。

またこれまでの事例でも地域包括支援センターと一緒にいかかわったりしたほうがいい案件に関しては、協議を行ったりですね、一緒に訪問したりするなど、引き続き連携しておりますので、引

き続き同じように連携を深めながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

若干すいません補足をさせていただきます。委員の御指摘のとおり、高齢者の皆さん、それから障害者の皆さん、境目がどうだっていう、どちらもケアできる方法がという御指摘でございますが、これはまさに今回7期の介護保険事業計画策定の際に国が示した共生の社会づくりということの中に含まれると考えております。まだ残念ながら本市としましては、具体的な案なり方法論はお示しできておりませんが、8期へ向かう中でですね、具体的には権利擁護の話がテーマになっておりますので、その辺については近々のうちに権利擁護の計画ないしは、中核機関の設置をどうするんだと。そうした中で、今御指摘いただいた部分のですね、広く、障害者だけではなく、高齢者だけではなく、広く網羅できるようなですね、中核の機関をどうつくっていくんだという議論を今まさに始めようとしている段階でございます。ですから、その辺の案なり計画をまとまりましたら、この会でしっかりまた御審議いただきましてですね。その計画を含めたところで8期へつなげていくというふうな方向で今臨んでいるところでございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。無いようでしたら承認という形になっていきますが、何か最後にどなたか。

【事務局】

訂正が1点ございまして、今回は郵送で送らせていただいた方針案の中に、「平成31年度版」と記載しておりますが、毎年改正するわけではございません。そこは削除させていただいて法の改正等があれば随時更新させていただきたい。この協議会にかけて変更点を反映させていただければというふうに思っています。以上です。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。議論も出尽くしたということで、この審議事項①ですね、宗像市地域包括支援センター運営方針について1につきましては、事務局の提案されたこの運営方針を承認するという事に異議はございませんでしょうか。(はい。)はい、じゃあこれで承認といたしました。

【事務局】

今回提案通り、承認いただきありがとうございます。最後になりますが、本件につきましては、この後、市長決裁等をもって、宗像市地域包括支援センター運営方針として決定する手続きに入らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

なお、決裁段階の中でいわゆる訂正、誤字とか接続詞関係について誤りが、見つかった場合については、事務局の方で若干の修正が入る可能性があるということをあらかじめ御了承をお願いしたいと思っております。以上です。

## (2) 報告事項

### ① 地域密着型サービス事業所の指定更新について

【会長】

はい。それでは、次の報告事項へ参ります。①、地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

前回第3回のときにご報告すべきでした。地域密着部会を設置させていただいておりますが、地域密着部会の部会長及び副部会等の選任について御報告を事務局の不手際で漏れておりましたので、改めて御紹介をさせていただきたいと思っております。地域密着型の部会長には、岡山副会長。それから、副部会長には、中村委員。この2名の方が選任されましたことを御報告申し上げます。報告がおくれまして大変申しわけございませんでした。

<事務局説明>

【会長】

はい。ありがとうございます。この件につきまして報告につきまして、何か御意見御質問ございませんでしょうか。よろしいですかね。はい。それでは次にまいります。

## ② 生活支援体制整備事業活動報告及び業務委託について

【会長】

②です生活支援体制整備事業活動報告及び業務委託について事務局のほうからお願いします。  
<事務局説明>

【会長】

はい。ありがとうございました。生活支援体制整備事業に対する活動報告ですね、詳細に具体的なことをいろいろ説明していただきましてありがとうございます。この件につきまして、御質問御意見ございませんでしょうか。生活支援コーディネーターの役割とか協議体の存在価値とかその辺と思うんですけども、どなたか御質問どうぞ。

【委員】

生活支援コーディネーターというのは説明を聞いて思ったのが、とてもコーディネーターのスキルによるところが大きいのかなというふうに感じたんですけども、今後社協さんに委託をされるということで、予定ということでいただいたんですけども、その質の担保といいますか、人の能力のですね。維持みたいなのとか引き継ぎだったりとかするものがどこまでできるものかちょっと気になるのですが教えていただければと思います。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

質の担保ですけれども、現在委託を進めているというところで地域包括ケアシステムの講演会にも一緒に参加をしていただいておりますし、地域ケア会議においても出席できる場所については、出席をしていただいております。委託のほうを整いましたら、宗像市のほうとしましては必ず月に1回以上はですね、社会福祉協議会と定例会行いながら課題の整理であったりとか、そういったことを行っていきたいなというふう考えております。以上です。

【委員】

ありがとうございました。安心しました。

【会長】

その辺は大丈夫ということですねってということですね。はいどうぞ。

【委員】

今に関連してですけどね。コーディネーターの方も変わるんですか。もう、社協のほうから別のコーディネーターをお願いするわけですか。

【事務局】

はい、社会福祉協議会さんに委託することによりまして、ただ先ほど高宮が説明しましたように十分な連携とですね引き継ぎを行っていきたく思いますし、月1回の定例会に限らず、当初は4月、しっかりと後方支援というかですね、関わって、先ほど説明ありましたように、現在の関わっている職員が多数いらっしゃると思いますので、しっかり進めて行きたいと思っております。

【委員】

やはりですね。今、社協さんの委託業務というのは結構多いですね。もうパワー足らんぐらい今あると思うのですよ。それで、また、この事業も入れるとですね。何かもう、大変なことにならないかなと今でも自分ちょっとね、よく社協との連携をしているんですけど、結構心配はしているというのがあるのですよね。それから、それでも市の方もですね、十分考えて委託しないとね。中途半端な事業をしないとと思いますが、ちょっと今より質が落ちるとね、やっぱり地域の人ちょっと戸惑うこともあると思いますので、その辺は十分連携をよくしていただきたいと思っております。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

はい。おっしゃるとおりでございます。新たな職員の雇用も、あると思います。

先ほどから申し上げてますように、しっかりと私どもがかかわって、委託した当初年度はですね、本当に進めていきたいと考えております。ありがとうございます。よろしく願います。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

私も同じ意見なんですけども、社協の内情というのはある程度私もわかってきましたけれども、コーディネーターの方々の資質の問題とかですね。質の担保っていうことをね、おっしゃいましたけれども、やっぱりそういうことをしっかりと学んでもらうっていうかいろんな面ですね。勉強してもらわないとそういうことをやっぱり私も感じます。

【会長】

はい、ありがとうございます。はいどうぞ。

【委員】

私、東郷地区なんですけど、よその地区がとても活発に活動してあるのを聞いてちょっとうらやましいとかすばらしいと思ったんですが、東郷南郷地区はどの程度なんかやってるかなっていうのをちょっとわかったら教えていただきたいなと思っています。そして連携っていうか、どの程度当局と連携しているかということ伺いたしたいと思います。

【会長】

はい、お願いします。

【事務局】

南郷東郷地区にも、1名、生活支援コーディネーターのほうを配置しております。今日のプロジェクトのほうにはありませんでしたけれども、いきいきふれあいサロンに出向いていたりとかですね。それぞれの活動に必ず顔出しておりましたし、村山田の自分たちで行っている、地域の住民たちで行っている教室にも参加させてもらってますので、そこら辺の内容については南郷東郷の地域包括支援センターの社会資源のファイルの中に入れておりますし、3月の15日につきましては、この地域包括ケアシステムの講演会を東郷のコミュニティ・センターのほうで行いますので、もしお時間があれば、御参加いただければと思います。以上です。

【会長】

他に、どなたか御意見御質問よろしいでしょうか。社協への委託が1番皆さん心配だっていう御意見ですので、事務局のほうはその辺よろしく願います。無いようでしたら次に進みます。

### ③ 介護用品支給サービス事業の利用者負担導入について

【会長】

報告事項の③、介護用品支給サービス事業の利用者負担導入について事務局のほうから願います。

<事務局説明>

【会長】

はい。ありがとうございます。新たに自己負担ということのようなんですけども、この点に関しまして、どなたか御意見御質問ありませんか。どうぞ。

【委員】

おむつ等の「等」は何でしょうか。

【事務局】

はい、おむつだけでは無くてですね、尿取りパッドであるとか、介護シーツであるとかですね、後は手袋等もですね、本市としては適用させていただいている。市町村によってはこれも全然認めてなくて、紙おむつだけだっているところもあります。

【会長】

はい。ありがとうございます。他に、はいどうぞ。

【委員】

一つ教えてください。超過負担になる、8,000円を超えた方については把握されてることはあるんですか。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

具体的な数はお持ちしておりませんで、毎月ですね、委託業者の配達物については委託業者のほうから、これだけの物を配達しましたっていうことで請求が上がってきますので、それについては8,000円を超えて例えば9,500円買われてますっていう形で、請求が上がってくるんで、市として払う分8,000円だっていう形になりますし、あとは償還払いにつきましては窓口にてですね、領収書を持ってこられるので、それで幾ら使っているということで8,000円を超えられて、例えば9,000円使っていれば、そのうちの8,000円が市のほうから給付してるのが今の現状となっております。

【委員】

ということはあれですかね。頭数にしてさほどないということですかね。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

上限額を超えて買われてる方がっていうことですね。そうですね、大体毎月240名ほどなんですけれども、そのうちたぶん1割もいらっしやらない状況じゃないかなとは思っております。中には実際いる分だけということで、3,000円しか買わなかったとかですね、そういう方もいらっしやいますし、たくさん買われて9,000円ぐらい買われたっていう方もいらっしやいます。

【委員】

わかりました。

【会長】

はい。ほかにはございませんでしょうか。

#### ④ 地域密着型サービス事業所整備について

【会長】

はい、ではないようでしたら次に進みます。報告事項の④地域密着型サービス事業所整備について、事務局のほうからお願いします。

<事務局説明>

【会長】

はい。ありがとうございます。この件につきまして御質問、御意見ございませんでしょうか。この質問に対する回答はなされてないんですかね。

【事務局】

その質問につきましては、再公募のですね、公募要件については検討したいと考えております。1ユニット9名ということで、公募要件の中では先ほど御意見いただきました施設に併設することも視野に入れましてですね、再公募を行いたいと考えております。以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。他にどなたか御意見御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また検討いただいて、良い結果が出るように期待しております。

#### 4 その他

【会長】

最後に事務局のほうから連絡をよろしく申し上げます。

<事務局連絡>

事務局のほうからですね、前回第3回目の運営協議会におきまして、若干触れさせていただいておりました保険者機能強化推進交付金についてでございます。前回のときは、国に申請を行ったところまででしたが、国のほうから、12月の末にですね、内示がございまして、総額で約1,700万円の交付が決定されたところです。ただ、年度も押し迫っておりまして新しく財源を活用して事業を行うというのは、平成30年度においては大変困難なことになりますので、予算的な関係では、現在、申請に使った事業に対してですね、予算額を充当させるというような手法で進めたい

というふうに考えております。また31年度について、この1,700万円が保証されるという確約は得られてませんので、予算上は新年度予算ですね、この1,700万を計上して、事業の中身についてはですね、今後関係課とですね、予防事業等を中心にですね、拡充するのか、新たな事業を設けるのか、これを詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから保険料の軽減措置についてでございます。消費税の増税に伴いまして、保険料の減額措置これは低所得者層を中心に1段階から3段階まで減額する措置というのが、国のほうで示されておりますけれども、これ、法案が通っておりませんで、これが3月ぎりぎりに年度内ぎりぎりになるのではないかと。この今回の3月議会にですね、間に合わないのではないかとというふうに事務局では考えております。もし可決されますと、保険料に影響がございまして、介護保険の新しい年度の発送が新しい支払いが7月から発生するんですけども、賦課が4、5月で計算をしますんで、それまでに、整備しておかないといけないので、とりあえず、専決処分として、処理をさせていただいて実施は6月以降で、行っていきたいというふうに考えておりますが、まだ確定しておりませんので、次回の介護保険運営協議会の時には、内容についてお示しできるのではないかとというふうに考えております。

それから次回の介護保険運営協議会の開催については6月頃を予定しておりまして、平成30年度の決算見込み等をですね、議案とさせていただきたいというふうに考えております。事務局からは以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。これで終了しましたが、最後何かどなたか御意見御発言ありますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

紙おむつ給付に関してなんですけども、現場にいる人間として、負担は大きいとは思いますが、事業継続するための措置としてはですね、やむを得ないのかなと感じたところであります。あと、近隣の市町村に比べてですね。宗像市さん、結構手厚くしてくださってるかなと現場で感じておりますので申し添えておきます。

以上です。ありがとうございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。それでは、これにて閉会といたします。皆様お疲れ様でした。